

## 《第1号議案》

### 2024年度事業計画（案）

#### 1. 部落問題・人権問題に係わる分野別研究

##### 一 研究活動の基本方針

公益社団法人部落問題研究所（以下、研究所）は、「定款」第3条の規定するところに従い、日本の民主的発展に寄与することを目的として、解決段階にある部落問題をはじめ、日本社会の人権と民主主義、人間発達に関する諸問題の学術的な調査・研究を行い、その成果を普及する事業を行う必要がある。そのために、人権と民主主義をめぐる内外の情勢を念頭に置き、解決過程の到達点とその進展を阻害する動向に留意し、研究課題を明確にして研究活動の基本方針を定める必要がある。

##### （1）内外情勢と人権及び民主主義に関する諸動向

ウクライナ戦争の継続、イスラエルのガザ侵攻と人道危機により、世界は大きな試練に直面している。日本国憲法は、アジア太平洋戦争の惨禍を経て、「戦争は最大の人権侵害である」という反省に基づき、徹底した恒久平和主義を基本原理として成立した。しかし、岸田内閣は、米中対立が深まるなかで、2022年12月に敵基地攻撃能力保有と大軍拡を進める「安保3文書」を閣議決定し、歴代自民党政権がとってきた「専守防衛」政策から集団的自衛権を発動して米軍と共同作戦を行う安保政策へ大転換し、軍事費の大幅増額、社会保障費の削減、明文改憲政策を進めている。日本は「戦争か平和か」の歴史的岐路に立っている。

岸田政権はまた、菅政権による日本学術会議会員の任命拒否を撤回しないまま、2023年12月、日本学術会議の法人化に向けた方針を決定し、会員選考に意見を述べる選考助言委員会の設置など学術会議の独立性・自律性を脅かす仕組みを打ち出している。2023年12月には国立大学法人法を改定し、大規模な国立大学に、文部科学相の承認を要する委員で構成される「運営方針会議」の設置を義務づけ、予算策定や学長の選考・解任に介入できる仕組みが作られた。学術会議問題と軌を一にする、政府による大学・学問への不当な介入であり、政府の軍事力増強政策と深く連動した動きとみななければならない。学問の自由と大学・学術機関の公共性を守るため、市民と大学人の連帯が強く求められている。

日本経済は、グローバル化と新自由主義的「構造改革」の展開によって対米従属が深化するとともに、かつてない規模で貧富の格差が拡大し、コロナ禍、物価高騰、実質賃金の低下、社会保障の切り捨てなどによって国民生活の悪化が進行している。そのような情勢のもとで、さまざまな分野で市民や団体の多様な社会運動が広がっている。とくに、人権後進国といわれる日本においてジェンダー問題、子どもの権利保障、在日外国人の人権保

障問題、難民申請者の人権問題など、人権問題をめぐるさまざまな運動の高まりがみられる。他方で、政治革新をめざす流れと市民的立ち上がりを分断、分裂させる動きもはげしくなっている。

以上のような内外情勢と人権と民主主義をめぐる動向を念頭に置いて、研究所の研究課題を明確にする必要がある。

## (2) 部落問題の解決過程の到達点と研究課題

日本社会の民主主義的発展にとってきわめて重要な社会問題であった部落問題は、基本的に解決段階に到達している。現在、日本社会においては地域的格差などの実態的差別はほとんど解消し、広範な地域住民の努力により、部落差別は許されないとする基本的な社会的合意が成立している。しかし、社会問題としての部落問題が基本的に解決段階に到達したことが、日本社会で十分認識される状況にはなっていない。

そのなかで、部落問題の最終的解決への前進を阻害する逆流が激しくなっている。2016年の「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）の成立後、自治体の「人権意識調査」や「部落差別解消」条例の策定、2018年の法務省の依命通知「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」など、公権力による解決に逆行する動きが強まっている。

「全国部落調査」復刻版に関する2023年の東京高裁判決は、部落差別は依然として根深いとの行政の評価を無批判に受け入れ、「心理面における偏見、差別意識」が存在すると認定し、「本件地域の出身者等であること及びこれを推知させる情報の公表」により、「一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ」、「平穏な生活を侵害される」として、「人格的な利益を侵害するもの」と断定した。復刻版の出版が望ましくないことは明らかであるが、高裁判決が「不安感」や「怯え」を根拠に、「不当な扱い」が現実化する蓋然性も検討せず、安易に人格権の侵害を認めたことは「表現の自由」との関係で深刻な問題を引き起こし、部落問題解決のために不可欠な自由な意見交換をも阻害しかねないものである。

マスコミは、2022年の水平社創立100周年前後から、「今も差別が根強く存在する」という報道を氾濫させ、「部落差別解消推進法」の具体化や差別禁止法制定を求める主張を展開し、解決過程の到達点や広範な市民の努力に目を向けようとしていない。

2023年4月に日本弁護士連合会は、「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を公表したが、「人種的差別」を「人種、皮膚の色、世系（被差別部落を含む。）、民族的若しくは種族的出身、国籍（以下「人種等」という。）に基づくあらゆる区別、排除、制限」と規定し、部落差別解消推進法の「現在もなお部落差別が存在する」という規定を根拠に「同和対策事業等によって社会が解決すべき部落差別問題が解消されたとする意見は、部落差別の現実を理解せず、部落差別解消を阻害する誤った考え」と述べている。部落問題の本質（属性）及び現状認識について誤った見解にもとづく意見書であり、今日の部落問題をめぐる憂慮すべき状況の一端があらわれている。

そのような状況のなかで、2022年に和歌山県立図書館の部落問題関係図書の見覧制限に対し、多数の研究者や本研究所などが制限解除を申し入れ、2023年に制限措置が

解除された。これは、「知る権利」や「表現の自由」との関係で今後の活動につながる大きな成果である。

近年、人権問題をめぐる社会運動が広がるなかで、差別問題に対する社会的関心が高まり、「差別論の流行」という状況がみられる。研究所は、日本社会の民主的発展と市民的成熟に寄与する観点に立って、部落問題が解決段階に到達した歴史的教訓を解明するとともに、さまざまな人権問題とその解決のあり方について理論的実証的研究をいっそう進展させることが課題となっている。

### (3) 部落問題研究所の当面する課題

研究所は、解決過程の到達点とその進展を阻害する動向に留意しつつ、研究所の財政危機と運営にかかわる人的体制の問題なども考慮しつつ、研究課題と事業計画を具体化し、研究活動を進める必要がある。

①研究所は、これまで部落問題をはじめとする人権、地域、これを包含する社会の諸問題について、理論的実証的研究を行ない、その成果の普及に努めてきた。近年の『人権と部落問題』をみればわかるように、部落問題はもちろん、日本と世界、地域の人権、民主主義、平和、教育など時々の焦点となっている問題で特集テーマを設定し、研究者、教育者、人権問題に関わる人たちの多彩な論稿を掲載し、他に類例のない雑誌となっている。研究所は、引き続き、日本社会の民主主義的発展に寄与するため、学際的研究をいっそう重視しつつ、それらの諸問題の研究と成果の普及に取り組む必要がある。

②部落問題の解決過程の到達点に立って、その歴史的教訓を広く国民の共通認識にするため、解決過程の進展を阻害する言動への批判を含め、研究を深化・発展させ、普及活動を工夫する必要がある。さらに、新たに「差別論」に関する研究を推進し、さまざまな人権問題との関連で部落問題研究の意義をいっそう明確にする必要があり、そのための共同研究を発展させる必要がある。

③それらの活動と並行して、国民的文化遺産ともいえる研究所所蔵の図書・資料の保存・活用のため、蔵書目録の作成・公開、引き続く資料整理が必要である。また、ZOOM利用のオンライン研究会開催などの体制を強化するため、その条件整備に取り組む必要がある。

## 二 各分野ごとの課題

### (1) 部落問題の歴史的研究(主任研究員 塚田 孝・竹永三男)

人権と民主主義をめぐる状況とこの問題に対する取り組みの今日的展開をふまえながら、部落問題を前近代から現段階までの歴史展開の総過程の中で位置づけるとともに、身分と部落問題、人権にかかわる諸問題について各時代の社会構造全体の中で具体的に把握する研究に取り組む。

1. 歴史研究部門では次の諸点を課題として研究を進める。
  - 1) 身分と部落問題に関する歴史研究、社会運動史研究などの成果もふまえて、中・近世から現代までを射程に入れて共同研究を推進する。
  - 2) 前近代の賤民身分および身分的周縁を中心とし、新たに開始した「近世の刑罰と身分」

を主題とする共同研究、貧困・移動する弱者を視野に入れた身分社会の歴史的研究を、地域社会の構造とその展開との関連に視点を据えて推進する。あわせて、国際的視野での比較的研究に取り組む。

3) 近現代日本の人権と民主主義の歴史的展開とその特質を明らかにする研究を進める中で、地域史の再構成をめざす。部落問題、ハンセン病問題、「行き倒れ」、沖縄問題、ジェンダー問題など近現代日本の人権問題とそれに関連する社会運動を歴史的に解明する研究に引き続き取り組む。

4) 「部落問題解決過程の研究」の成果を踏まえ、今日の日本と世界における人権と民主主義をめぐる諸問題とその解決のための歴史的条件に関する研究に取り組む。

2. 科学研究費助成事業に採択された研究課題に取り組むとともに、新規応募を引き続き積極的に進め、共同研究・個人研究の発展を図る。

1) 2021年度から開始し、4年目に入る基盤研究(B)「奈良県の地域構造変容と部落問題に関する歴史的研究—地域構造分析・比較研究を通して」(研究代表者・竹永三男、2021～2025年度)による共同研究を、地域調査・史料調査を引き続き推進しつつ、研究例会を計画的に開催することを通して着実に進める。

2) 2022年度から開始された次の3件の研究が確実に遂行できるよう、必要な支援を継続する。研究期間の最終年度となる①②については「研究計画調書」に掲げた研究計画のとりまとめを行うとともに、引き続き研究計画を策定する。

①「近世における流動層社会の構造的研究—「行き倒れ」を中心に—

基盤研究(C) / 研究代表者・藤本清二郎、2022～2024年度

②「高度成長期の地域変動と社会運動—泉北における文化財保存運動と泉北教組—

基盤研究(C) / 研究代表者・森下徹、2022～2024年度

③「戦時・戦後における大都市近郊地域の歴史的変容と『生活課題』—兵庫県明石市の分析」 若手研究 / 研究代表者・本井優太郎、2022～2026年度

3) 研究員による個人研究を発展させるため、科研費の新規申請・継続申請を引き続き積極的に行う。その際、「研究計画調書」の作成に当たっては、関連する研究分野の研究員による助言を行い、内容の充実を図る。

4) 科研採択数の増加にともない、科研事務担当職員の負担を軽減するよう研究代表者が配慮するとともに、研究の確実な遂行を支える事務体制を整備する。

5) 部落問題研究所の共同研究・研究員の個人研究として進められている各科学研究の内容を、会員・読者と社会に広く広報するため、引き続き『部落問題研究』誌上で研究内容を紹介する。

3. 研究会の開催と研究成果の発表を継続的・計画的に進める。

1) 研究方針を確実に実践するため、歴史研究会を計画的に開催する。

2) 合同研究会開催など他の学会との研究面での協力関係を引き続き強める。

3) 以上の共同研究、研究例会での研究報告などの研究成果を『部落問題研究』誌および第62回部落問題研究者全国集会などに反映させる。

(2) 現代部落問題論・人権論の研究(主任研究員 奥山峰夫)

今日、新自由主義政策のもとで日本国憲法の定める平和的生存権をはじめ諸権利が危機

に直面しており、とりわけ社会権（生存権、教育を受ける権利、労働権など）をますます縮減、空洞化させる傾向が著しい。地方自治体においても、地方「行革」により教育、文化、福祉、医療などを削減する一方、人権を単に個人（私人）相互間の意識の問題として「人権啓発・教育」に集約する傾向が見られる。さらに、事実・実態を無視ないし軽視して「部落差別」が「根強く存在する」という一面的な議論もある。そのうえで2016年12月には「部落差別」の定義のないまま、その厳存を前提として、これについての相談体制、教育・啓発、実態調査を国と地方公共団体が分担、協力して行なうとする「部落差別解消推進法」が成立した。このような状況をふまえ、以下の点を中心に研究をすすめる。

- 1) 2000年の人権教育・啓発推進法、さらに2016年の「部落差別解消推進法」を受けて、「人権問題意識調査」がいくつもの地方自治体によって実施されている。これらの調査には、今日ますます重要性を増す社会権に関する問題は軽視ないし無視されており、そのため今日の地域社会に生きる人々の直面する人権課題を明らかにするものとはなっていない。こうした「調査」を批判的に検討する。
- 2) 「部落差別解消推進法」の成立をうけ、いくつかの地方自治体において部落差別解消「条例」制定の動きが見られる。こうした動向を注視、資料を収集し、批判的に検討を行なう。
- 3) 都市部の大規模な旧「同和地区」で1960～70年代に建設された「改良住宅」の老朽化、人口減少が顕著にみられる。今後、そうした旧「同和地区」のまちづくりをどう進めるかが大事な課題となってくる。こうした問題を検討したい。
- 4) 地域における人権諸課題—貧困、福祉、介護、医療、ハンセン病問題など—に関する実証的研究に取り組む。
- 5) 新しい「差別・人権」論に関して検討と対応を進める。
- 6) 現代部落問題論・人権論に関するテーマで科研費申請に取り組む。

### (3) 人権と教育に関する理論的・実証的研究（主任研究員 梅田 修）

「部落差別解消推進法」第6条（部落差別の実態に係る調査）に係わって、自治体では「人権意識調査」だけでなく、一部では「生活実態調査」まで実施された。また、第5条（教育及び啓発）に係わって、教職員の「人権意識調査」、教職員に対する部落問題研修や子どもに対する部落問題学習が強化されている地域もでてきている。こうした部落問題解決の到達点を無視した動向を注視し、必要な批判を展開することが求められる。

一方、安倍政権時代の「教育改革」が継続して推進されている。道徳の教科化が小学校（2018年度）・中学校（2019年度）で実現し、新学習指導要領が小学校（2020年度）・中学校（2021年度）で全面実施された。また、高校では「現代社会」を廃止して新教科「公共」が導入された（2022年度）。さらに、「個別最適化」をキーワードとする教育政策が展開され、ICT（情報通信技術）を活用した学校教育が構想されている。究極の「自己責任学習」の推進であり、公教育の意味が根本的に問われかねない事態となっている。

1. 人権と教育研究分野では、次の研究課題を設定する。
  - 1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定後に生じている部落問題と教育をめぐる事態を検討し、部落問題解決の観点から必要な批判を行う。

- 2) 国・地方自治体の人権教育・道徳教育施策を検討するとともに、学校における子どもの人権と教育実践に関する研究をすすめる。
  - 3) 道徳の教科化、教科書の事実上の「国定」化、政治教育の制約、新学習指導要領の全面実施、ICT（情報通信技術）を活用した教育政策の推進などの「教育改革」を批判的に検討する。
2. 学校教育における人権教育の意義をテーマにした科研費申請を検討する。

(4) 人権に関わる文芸の研究（主任研究員 秦 重雄）

文芸研究会は、発足の当初より、「部落問題の解決に資する」ことを念頭に置いて部落問題文芸作品研究の考察を進めてきた。今日、部落問題の解決段階を迎えるに当たり、積年の実績に立って、「部落問題は今なお根強い」言説の打破、差別克服にあたっての、文芸・芸術作品の積極的役割の解明などに着目して問題点を総合的・科学的に究明してゆく。

とりわけ、戦後高度成長時代の国民意識民主化の進展、人権意識の成熟という道程の中に、史的動向としての文化現象を位置づけ、捉えなおす作業が重要であろう。哲学・思想分野との関連性を視野に入れた研究を継続していく。

なお、研究の指針は、従来通り、次の4点とする。

- 1) 文芸作品の中で扱われた部落差別にかかわる問題を、それを取り巻く歴史的社会的条件の中で読み解いてゆく。
- 2) 文芸作品の中で扱われた部落問題以外の人権上の諸問題を、部落問題を視野に入れた歴史的社会的観点から読み解いてゆく。
- 3) 文芸作品の中に現れた人権にかかわる諸矛盾を、今日的人権状況との関連性を通して捉えなおし、人権認識向上に資する読み方を提起してゆく。
- 4) 以上のような研究活動を通して、作品の発掘・見直し・再評価にも積極的に取り組む。『部落問題研究』などの誌上で読書界に提供してゆく。

部落問題研究者全国集会については、「思想・文化」分科会の運営を従来通り、文芸研究会が担当する。

(5) 人権問題・部落問題に関わる総合的研究（担当 研究委員会）

- 1) 部落問題解決過程の進展を阻害する様々な動向について、今日の人権と民主主義をめぐる運動と到達点をふまえて、批判的な検討を進める。
- 2) 部落問題解決過程の到達点に関する研究を推進し、研究成果の普及を図る。

2. 科学研究費助成事業による研究の推進

(1) 2021年度の科学研究費助成事業に申請した「奈良県の地域構造変容と部落問題に関する歴史的研究—地域構造分析・比較研究を通して」（研究代表者：竹永三男／基盤研究B／5年間：2021年～2025年度）が採択・交付された。この科研費研究を基盤にして、部落問題解決過程の総合的・地域史研究を継続的に推進する。

(2) 2022年度の科学研究費助成事業に申請し、3件が採択された。この科研費研究を基盤にして、個別研究の深化をはかる。

- ①「近世における流動層社会の構造的研究—『行き倒れ』を中心に—」（研究代表者：藤本清二郎／基盤研究C／3年間：2022～2024年度）
- ②「高度経済成長期の地域変動と社会運動—泉北における文化財保存運動と泉北教組」（研究代表者：坂井田徹／基盤研究C／3年間：2022～2024年度）
- ③「戦時・戦後における大都市近郊地域の歴史的変容と『生活課題』—兵庫県明石市の分析」（研究代表者：本井優太郎／基盤研究C／5年間：2022～2026年度）

(3) 2023年度の科学研究費助成事業に申請した次の3件が不採択となった。

- ①「学校教育における人権教育の独自の意義に関する基礎的研究—道德教育と比較して」（研究代表者：梅田修／基盤研究C）
- ②「地域改善財特法失効後の大規模旧『同和地区』の再開発とまちづくりに関する研究」（研究代表者：石倉康次／基盤研究B）
- ③「八鹿高校事件の社会史的研究—高度成長期の社会構造変化と部落問題の転換点—」（研究代表者：大森実／基盤研究C）

(4) 2024年度の科学研究費助成事業に申請した3件のうち1件が採択となった。

- ①「部落問題解決過程の地域的偏差を生み出す諸要因に関する研究」採択  
（研究代表者：石倉康次／基盤研究B／3年間：2024～2026年度、但し2027年度に研究成果報告書提出）
- ②「八鹿高校事件の歴史的実像の究明—高度成長期の社会構造変化と地域民主主義に注目して」（研究代表者：大森実／基盤研究C／3年間）不採択
- ③「学校教育における人権教育の定位に関する基礎的研究—道德教育との比較を通して—」（研究代表者：梅田修／基盤研究C／3年間）不採択

(5) 今後の科研費申請のあり方について検討する。

### 3. 部落問題研究者全国集会などの開催

(1) 第62回部落問題研究者全国集会の開催

1. 2024年10月26日（土）～27日（日）の両日、京都市内で開催する。

①全体会（26日）

②分科会（27日）—「歴史（前近代）」「歴史（近現代）」「教育」「現状分析・理論」「思想・文化」

集会における研究成果の報告は、『部落問題研究』誌上で行う。

2. 開催方法—対面方式で開催する。

(2) 各分野ごとに研究会を定例的に開催する。

#### 4. 『部落問題研究所所蔵図書・資料総合目録』の作成及び図書・資料の収集・紹介

(1) 部落問題研究所所蔵図書・資料の閲覧・活用を積極的に促進するため、『部落問題研究所所蔵図書・資料総合目録』を作成する。

##### 1. 総合目録の内容

①図書目録

②資料目録

③視聴覚等資料目録

2. 3カ年計画(2019年度～2021年度)で作業を進め、2022年度に補充の作業をおこなった。2024年度初めに『蔵書目録』を完成させ、HPに掲載する。

3. 未整理資料の整理を継続して進める。

(2) 部落問題・人権問題関係図書・資料の収集

歴史、現状、運動、行政、人権、教育、文芸などの分野に関する関係図書・資料の収集を積極的におこなう。

(3) 図書・資料の紹介

『人権と部落問題』『部落問題研究』『会報』において図書・資料の紹介をおこなう。

#### 5. 機関誌・研究紀要・学術図書などの刊行

(1) 『人権と部落問題』(月刊)を毎月2000部、年12回を編集・刊行する。

PDF編集による発行を継続する。

(2) 紀要『部落問題研究』(季刊)を各500部、年4回編集・刊行する。このうち、1冊は第61回部落問題研究者全国集会の報告書として編集・刊行する。定期刊行を確立するため、編集担当を中心に適宜編集・発刊について協議する。

(3) 関係図書の編集・刊行

##### 1. 学術図書

①竹永三男『「行き倒れ」の近代史—近代日本における行旅病人・行旅死亡人の歴史的研究』を刊行する。

2. 一般図書一次の図書の刊行を追求する。

①『「差別」論の検討』

②『八鹿高校事件の真相』

③『近現代日本の歴史的变化—部落問題から考える』

④『結婚差別を考える』

3. 部落問題関係図書の自費出版を推奨・援助する。



## 6. 法人の機能を活用した各種サービス

### (1) 学習講座の開催など

- ① 部落問題と人権問題の理解を促進するため、継続的に学習講座を開催する。学習講座の内容は、事業委員会・研究委員会で検討する。
- ② 島崎藤村の作品の輪読会  
原則として、毎月第1日曜日に開催する。
- ③ 「水平新聞を読む会」を引き続き開催する。

### (2) 講師の斡旋

部落問題・人権問題に対する講演会・研修会の講師の斡旋・紹介を行う。

### (3) 歴史資料（過去帳・古地図など）の扱いに関する研究を行う。

### (4) 図書・資料の貸し出し

図書・資料の貸し出しについては、図書・資料の内容、使用目的などによって相談に応じることとする。

### (5) 相談活動

部落問題・人権問題に関する相談に積極的に対応する。

## 7. 目的を同じくする各種機関・団体との連絡・協力

全国各地で活動している研究機関・研究会などと連絡を密にして、研究・調査・学習などの事業について、協力関係を発展させていく。

## 8. 役員会等の開催

### (1) 総会

定時総会を2024年5月26日（日）に開催する。臨時総会を2024年度末に開催する。

### (2) 役員会

1. 理事会を定期的で開催し、研究所の事業の運営について審議する。
2. 研究所の業務執行状況、財産状況について、監事による監査をおこなう。

(3) 委員会

編集委員会・研究委員会と2018年度に立ち上げた財政委員会・事業委員会、および2019年度に立ち上げた資料委員会を定期的に開催し、所管の事項を審議する。

(4) 事務局会議・所内会議

必要に応じて役職員による所内会議を開催し、事業の運営について審議する。

(5) 将来検討委員会

部落問題研究所は、現在2つの側面から深刻な状況にある。第1は、深刻な財政状況である(第3議案で詳述)。第2は、役職員の高齢化に伴う運営体制の深刻化である。

2つの問題を視野におきながら、将来検討委員会において部落問題研究所のあり方の検討を精力的に進め(2カ月に1度の割合)、2025年3月の臨時総会において一定の方針を確定することとする。

9. 会員・定期購読者・書籍頒布の拡大及び財政活動・募金活動

(1) 会員の拡大

会員の協力を得て、30名以上を目標に会員の拡大に取り組む。

(2) 定期購読者の拡大

会員の協力を得て、『人権と部落問題』『部落問題研究』の定期購読者の拡大に取り組む。

(3) 書籍頒布の拡大

引き続き部落問題研究所発行図書の販売に取り組むとともに、一定期間経過した在庫書籍の大幅割引(50%)などの方法も取り入れながら、書籍頒布の拡大に積極的に取り組む。

(4) 「契約ルール」にもとづく財政運営

策定した「契約ルール」に基づき、工事・製造・購入などにかかわる財政の健全化を進める。

(5) 募金活動

部落問題研究所への財政的支援を目的とした募金活動(通常募金)に取り組む。募金目標は950万円とする。